

改正案

現行

別表第一（第二条、第四条関係）

事業の種類	第一種事業の要件		第二種事業の要件	
	一〇四（略）	イ〜ヌ（略）	一〇四（略）	出力が二万キロワット以上三万キロワット未満である太陽電池発電所の設置の工事の事業
五 条例	出力が二万キロワット以上三万キロワット未満である太陽電池発電所の設置の工事の事業			
第二条	出力が三万キロワット以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業			
第二項	出力が三万キロワット以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業			
第五号	出力が三万キロワット以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業			
に掲げる事業	出力が三万キロワット以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業			
六〇二十（略）	出力が二万キロワット以上三万キロワット未満である太陽電池発電所の設置の工事の事業			

別表第一（第二条、第四条関係）

事業の種類	第一種事業の要件		第二種事業の要件	
	一〇四（略）	イ〜ヌ（略）	一〇四（略）	（新設）
五 条例	（新設）			
第二条	（新設）			
第二項	（新設）			
第五号	（新設）			
に掲げる事業	（新設）			
六〇二十（略）	（新設）			

別表第二（第三十四条関係）

対象事業の区分	事業の諸元		手続きを経ることを要しない変更の要件	
	一〇十三（略）	発電所の出力	一〇十三（略）	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
十四 別表	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。			
第一の五	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。			
の項のル	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。			
又はフに該当する対象事業	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。			
十五〇二十九（略）	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。			

別表第二（第三十四条関係）

対象事業の区分	事業の諸元		手続きを経ることを要しない変更の要件	
	一〇十三（新設）	（新設）	一〇十三（新設）	（新設）
十四（新設）	（新設）			
（新設）	（新設）			
（新設）	（新設）			
（新設）	（新設）			
（新設）	（新設）			
十四〇二十八（略）	（新設）			

別表第三（第五十条関係）

対象事業の区分	事業の諸元		手続きを経ることを要しない変更の要件	
	一〇十三（略）	発電所の出力	一〇十三（略）	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
十四 別表	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。			
第一の五	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。			
の項のル	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。			
又はフに該当する	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。			
該当する	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。			

別表第三（第五十条関係）

対象事業の区分	事業の諸元		手続きを経ることを要しない変更の要件	
	一〇十三（新設）	（新設）	一〇十三（新設）	（新設）
十四（新設）	（新設）			
（新設）	（新設）			
（新設）	（新設）			
（新設）	（新設）			
（新設）	（新設）			
十四〇二十八（略）	（新設）			

十五 ～ 二十九	対象事業
(略)	
	メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十四 ～ 二十八	
(略)	